



- 平常時にこそ撤退を考える重要性
- 「音」をビジネスに生かす
- 社会福祉法改正による役員の役割について
- 空き家になった実家の売却
- 小規模企業共済制度の改正について

平常時にこそ撤退を考える重要性

経営層が意思決定を行う中で最も迷うのが事業をやめるという判断であると思います。事業を始めるときは結婚と同じようにわくわくして永遠に続くような気持ちでスタートしますが、やめるときは離婚と同じで気持ちも落ち込み、簡単に進むものではありません。会計の決算上は利益が出ていて資本蓄積があるように見える組織でも、いざ清算となると負債は従業員の退職金やリースの残債の精算など帳簿の金額以上に出てくるのに対して、備品や機械などの財産は帳簿の金額ではとても売れずにかえって処分料がかかるということもあります。事業をやめるにも、さらに追加資金が必要となるケースが少なくありません。自分の組織を清算するためにはいくらのコストがかかるのか、それが現在の組織の保有する純財産の範囲内で済むのか、といったシミュレーションは事業が順調な場合にでもしておくべきです。

撤退のシミュレーションをしておくことの期待効果は、事業をやめることができるという前提でビジネスを考えるようになることにあります。撤退しやすいように事業を考えるようになると、できるだけ現金回収をしようとし、余計な在庫は持たない、土地建物は出来るだけ賃貸で済ませる、長期の借り入れやリースはできるだけ避ける、正社員だけでなくパート社員やアウトソーシングの活用を検討するなど、日々の仕事の見直しに繋がります。さらにこの撤退シミュレーションの効果は、小規模の組織では最大の『リスクマネジメント』になるということです。クリニック、中小企業などの組織は、トップの力によって組織が維持されている部分がとても大きいので、トップにもしものことがあると組織の縮小どころか、存続さえ危ぶまれる状態になる場合が多々あるからです。いざという時にどのようなアクションをとるべきか、今から撤退のシミュレーションをし、不足資金などがわかっていれば、保険などで準備もできます。個人のいざというときに備えて「エンディング・ノート」を作ることがポピュラーになってきましたが、撤退シミュレーションはまさに会社の「エンディング・ノート」を作ることであり、それを通じ、供えあれば憂い無しになるのではないのでしょうか。

撤退戦略を考えることは、事業をやめるというめったにない重要な判断から、追いかけていた顧客を諦めるなど、日常的に起きる様々なことをやめる意思決定に役立ちます。『諦め時』が明確になることでタイミングを失することなく最小限の被害で仕事をやめることができると感じます。撤退にかかる時間とコストを把握して、それを抑える日常活動に徐々に切り替えていく経営体制を実現していくことが、組織を永続発展させていく要諦なのではないのでしょうか。

成迫 升敏

「音」をビジネスに生かす

ディズニーやメルセデス、コカ・コーラなどのサウンド・マーケティングをコンサルティングした米国の作曲家ジョエル・ベッカーマンとタイラー・グレイの著書『なぜ、あの「音」を聞くと買いたくなるのか』は、普段何気なく耳にする「音」がビジネスを成功に導く強力なツールとなると記しています。ビジネスにおける「音」の効果を科学的に立証するだけでなく、その影響を上手く利用する方法を具体例を挙げながら紹介しています。「音」が人間の注意を引き、感情を動かし、記憶を呼び起こし、行動に駆り立てられ、知らず知らずのうちに音に動かされていることに気付かされます。肉が焼ける音を聴くとなぜか無性に肉を食べたくなります。高級車はエンジン音とドアの開閉音に徹底的にこだわっています。移動販売車のチャルメラの音を聞くと、ラーメンが食べたくなり鍋を持って走ったように、「音」は消費者を惹きつけ、購買意欲を駆り立てる重要なアイテムです。誰しも自社のお店や病院などで流す「音」には気を遣っているものです。相乗効果をもたらしてくれる「音」。改めて見直してみたいものです。

高木 幹夫

社会福祉法改正による役員役割について

社会福祉法人を経営されている方はすでにご存知かと思いますが、平成 28 年 3 月 31 日に「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）」が国会で成立し、交付されました。

今回は改正の中でも大きな関心ごとである役員に関する項目についてポイントを絞ってお伝えします。

「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）」の主な改正内容

改正内容	平成 29 年 3 月 31 日まで	平成 29 年 4 月 1 日以降
評議員会の設置	任意	必置
評議員会の役割	理事会のけん制機能（諮問機関）	役員及び会計監査人の選任等の重要事項の決議
評議員の定数	理事の定数の 2 倍を超える数 （理事との兼務も可）	理事を超える数（理事・法人職員との兼務不可）
評議員の任期	2 年	最高 6 年まで可（定款の規定による）
理事会の役割	業務執行・意思決定	業務執行
役員等に対する特別の利益供与の禁止	法令上の定めなし	法令上明確化 （※平成 28 年 4 月 1 日より）
役員等の責任・権限の明確化	法令上の定めなし	法人に対する損害賠償責任
		特別背任の罪の新設
		受託収賄の罪の新設
役員報酬基準の作成及び公表	役員の報酬は勤務実態に即して支給し、その地位にあることのみよっての支給は不可	民間の事業者の状況、法人の経理の状況等考慮し評議員会の承認を受ける。
	報酬に関して必要な事項は、理事会決議を経て、理事長が別に定める	役員報酬基準の承認を受けた後、公表される。
会計監査人（監査法人・公認会計士）の導入	法令上の定めなし	一定規模（収入 10 億円以上または負債 20 億円以上）の法人は必置とされている。

※条件や開始時期等は今後変更になる可能性もあります。

大きなポイントとしては、これまで法人運営の決議機関となっていた理事会が業務執行機関となり、理事・監事・会計監査人の選任をはじめ、重要事項の決議が評議員会となっている点です。

また、これまで役員に対しての罰則等は明記されていませんでしたが、今回の改正では損害賠償や罰金等の罪が創設され、役員としての責任が明確化されていることも大きな特徴の一つです。

今後の具体的な役員改選のスケジュール

- ① 定款変更
- ② 評議員選任委員会発足
- ③ 新評議員の選定
- ④ 新評議員としての職務スタート（平成 29 年 4 月 1 日）
- ⑤ 新評議員より新理事、監事会計監査人の選任
- ⑥ 新理事により理事長の選任

役員を選任には非常に多くの時間を要します。これまでは、役員が名誉職的な扱いになっていたり、設立当初から就任をお願いしたまま経営や現場に関わっておらず、本来の理事会・評議員会の役割が果たされないまま形骸化してしまっている法人も見受けられたことも事実です。しかし法施行後は役員の皆様に今まで以上に大きな責任が発生してくることになります。社会福祉法人を取り巻く環境が厳しくなっていく中、これまで以上に法人運営の在り方・透明性の確保が重要となってきます。役員の皆様がより役割を理解し自覚を持って法人運営にかかわっていくことが、社会福祉法人としての存在意義を増すことに繋がっていくのではないのでしょうか。今回の改正を今後の役員の体制・法人の在り方を再検討する機会ととらえ、今後のより良い法人運営をしていくためのきっかけにいただければと思います。ご不明な点、理事会・評議員会での説明を希望される方は弊社までお問い合わせください。

■参考 主な改正内容■

平成 28 年 4 月 1 日施行

- ・ 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- ・ 財務諸表、現況報告書、定款の公表に係る規定の整備
- ・ 役員等関係者への特別の利益供与を禁止
- ・ 会計基準の省令への位置付け
- ・ 所轄庁の監督権限の強化
- ・ 社会福祉事業に従事する者の確保に関する基本指針の改正

平成 29 年 4 月 1 日施行

- ・ 役員の資格、職務及び責任、役員の権限に関する規定の整備
- ・ 評議員会の設置
- ・ 一定規模以上の法人に対する会計監査人の導入
- ・ 役員報酬基準等の作成と公表
- ・ 社会福祉充実計画の作成
- ・ 離職した介護福祉士等の届出

清水 嘉人

空き家になった実家の売却

この 4 月 1 日より、親などから相続した空き家やその敷地を売却した場合に、税負担が軽減される「空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円の特別控除の特例」がスタートしました。相続となってから 3 年以内に耐震リフォームや取り壊しをして土地・建物を売却した場合に、一定の要件のもと、譲渡所得の計算において 3,000 万円の特別控除が使えます。

例えば、先祖代々の土地に建つ実家を 3,500 万円で売却し、取得費用・譲渡費用で 500 万円が引けるとすると、従来であれば約 600 万円の所得税・住民税がかかりますが、この特例が適用されると、税金は 0 円となります。

特例が適用される家屋等の要件

建築時期	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋 (マンションのような区分所有建物は対象外)
売却時期	平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの売却であること 相続から 3 年を経過する日の属する 12 月 31 日までの売却であること (つまり、平成 25 年 1 月 2 日以降の相続が対象。例えば平成 25 年に相続が発生したケースでは、平成 28 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの間に売却したものが適用対象)
対象となる家屋	①被相続人(亡くなった人)の居住用家屋又はその土地の売却 ②被相続人の居住用家屋を取り壊した後の土地の売却 (①②ともに相続の時から取り壊し・売却の時まで 事業、貸付及び居住用として利用していないこと)
居住制限	相続の直前まで、被相続人が一人で居住していたこと
譲渡金額	1 億円以内

このように、要件が多く複雑ですので、実際に適用できるかしっかりと確認する必要があります。また、不動産の売却に関してはこの他にも税負担が軽減されるいくつかの特例がありますので、それぞれ十分に比較検討した上で判断する必要があります。

相続に際して、実家が空き家になってしまうケースをよくお見受けしますが、実家に対する思い入れや他の兄弟などの手前、取り壊したり、売却・賃貸したりということには躊躇される方が多いようです。しかし、相続する方が高齢であったり、遠方にお住まいだったり、実際に管理し続けることができなければ、空き家の老朽化は急速に進みます。地震や台風による倒壊や火災の危険性、不審者や動物の侵入、景観の悪化など、問題のある「特定空き家」と行政に判断されれば、撤去・修繕など行うように「指導」「勧告」を受け、さらに「勧告」を受けた場合には固定資産税などで住宅用地と見なされず、空き家の土地の固定資産税などが数倍にも跳ね上がってしまう恐れがあります。

実家が将来、空き家になってしまうのであれば、どのように管理して守っていくのが良いのか、あるいは様々な優遇措置を踏まえて、どのタイミングで売却するのか、またはリフォームして賃貸するのかなど、この機会に検討してみたいかがでしょうか？

高橋 由一

小規模企業共済制度の改正について

弊社の事務所通信でも何度かご紹介している小規模企業共済制度が平成 28 年 4 月 1 日に改正されました。そこで今回は、その改正についてお伝えします。

1. 小規模企業共済制度の概要

小規模企業共済制度は、国が行っている制度で、個人事業者の方や中小企業の社長さんのための退職金の積立を目的とした制度です。また、その掛金が全額所得控除（個人の費用）として認められるため、結果として税金（所得税+住民税）が減少し、節税することができます。

小規模企業共済制度に加入した場合の節税額

■条件■ 月々30,000円（※1）（年間 360,000円）の掛金の場合

課税所得	税金 (所得税+住民税)	加入後の税金	節税額
400万円	785,300円	675,800円	109,500円
600万円	1,393,700円	1,284,200円	109,500円
800万円	2,034,200円	1,913,700円	120,500円
1,000万円	2,806,000円	2,648,700円	157,300円

※1 掛金は、月々1,000円～70,000円の範囲です。

（出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構の資料を一部抜粋）

例えば、年間で 360,000 円掛けることにより、課税所得によりませんが、110,000 円～150,000 円前後の節税になります。また、退職等により受け取る共済金は、退職所得になり、ほとんど税金はかかりません。（任意で解約をする場合や他に退職金をもらう場合等を除く）

2. 今回の改正の内容

改正内容は、何点かありますがその中で主なものをご紹介します。

① 共済金を多く受け取ることができるようになりました。

小規模企業共済制度改正後の事由ごとの共済金

■条件■ 月々30,000円・20年間掛けた場合：掛金総額 720万円の場合

	A 共済事由	B 共済事由	準共済事由	解約事由
個人事業者	個人事業を廃止など	老齢給付（※2）	配偶者または子に事業の全部譲渡など	任意解約等
会社等の役員	会社等の解散など	・老齢給付（※2） ・疾病又は負傷による退任など	65歳以上で退任	任意解約等
共済金	835万円	797万円	725万円	掛金の80%～

※2 老齢給付とは15年以上掛金を納付した65歳以上の方が請求した場合

（出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構の資料を一部抜粋・加工）

共済金は、共済事由により金額が違います。会社等の役員で準共済事由に該当した場合、改正前は、725万円受け取ることができましたが、今回の改正により、B共済事由に該当することになり、797万円受け取ることができるようになりました。また、個人事業者の準共済事由に該当し場合、725万円受け取ることができましたが、今回の改正でA共済事由に該当することになり、835万円受け取ることができるようになりました。

② 貸付制度が拡充されました。

実は、この共済制度には掛金の範囲内（納付額の7割～9割）で借入を行うことができます。一般貸付は年利1.5%（限度額1,000万円→2,000万円）になり、特別貸付（廃業準備貸付を追加）に該当すると年利0.9%（1,000万円）で借入することができ、もちろん担保・保証人は不要です。

その他にも増額や減額手続きが以前に比べて簡略化され、分割で共済金を受け取る場合の受取回数が増加するなど、今回の改正で利用者の利便性等が向上していますので、一度検討してみたいかでしょうか。

五味 淳一（以上）